

全建労発第 50号
令和元年12月26日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔 公 印 省 略 〕

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」及び「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領ー建設分野の基準についてー」の改訂について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月より制度の運用が開始されている特定技能の在留資格ですが、1号特定技能外国人については、修了した技能実習と従事する特定技能に関連性が認められる場合にのみ日本語能力水準に係る試験が免除されておりました。

今般、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」（出入国在留管理庁編）が改訂され、修了した技能実習2号の職種・作業の種類に関わらず、技能実習2号を良好に修了したものは、日本語能力水準に係る試験が免除されることとなりました。

これを受けて、標記2つの運用要領につきましても、同様の改正がなされた旨、国土交通省より通達がありました。つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)

国土建労第 1077 号
令和元年 12 月 23 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
及び「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」
の改訂について

本年 4 月より、特定技能の在留資格に係る制度の運用が開始されているところです。1号特定技能外国人については、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが求められるところ、特定技能で従事しようとする業務において要する技能が、修了した技能実習において習得した技能と関連性が認められる場合には、日本語能力水準に係る試験が免除されることとされてきました。

これについて、今般、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」(出入国在留管理庁編)において、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、日本語能力水準に係る試験が免除されること等を内容とする改正が行われました。

これを受けて「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領においても、別紙 1 のとおり、その旨が追記されました。また、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」においても、別紙 2 のとおり、同様の改正がなされたところです。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますよう、お願いいたします。